

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	計画整備部海務課(埠頭)	債権整理番号(3ケタ)	001	債権名	荷さばき地使用料(延滞金含む)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-----	------	--------------	-------------	-----	-----	-----------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	-	現年度	-	合計(過年度+現年度)	-
-----	---	-----	---	-------------	---

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額 ア =前年度のテ	年度中の 調定変更額 イ	調定額 (過年度分) ウ =ア-イ	徴収額 (過年度分) エ	不納欠損額 (過年度分) オ	未収金 解消額 (過年度分) カ =イ+エ+オ	翌年度 調定繰越額 (過年度分) キ =ア-カ	過年度 徴収率 ク =エ÷ウ	過年度 整理率 ケ =カ÷ア	年間調定額 (現年度分) コ	徴収額 (現年度分) サ	不納欠損額 (現年度分) シ	整理額 (現年度分) ス =サ+シ	翌年度 調定繰越額 (現年度分) セ =コ-ス	現年度 徴収率 ソ =サ÷コ	現年度 整理率 タ =ス÷コ	合計 徴収率 チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	合計 整理率 ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	年度末 未収金残高 テ =キ+セ
平28実績	1,207	570	637	600		1,170	37	94.2%	96.9%	120,102	120,102		120,102	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	37
平29実績	37	-569	606	491		-78	115	81.0%	-210.8%	121,544	121,544		121,544	0	100.0%	100.0%	99.9%	99.9%	115
平30当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	115		115	0		0	115	0.0%	0.0%	122,265	121,647		121,647	618	99.5%	99.5%	99.4%	99.4%	733
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	733		733	733		733	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0	0		0	0	-	-	0			0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 - 計	合計 -	
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を待ったため、納付を猶予しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、回収見込みのないもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	件数			2						2								0	2
	残高		115							115								0	115
現年度	件数	1								1								0	1
	残高	618								618								0	618

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
未収債権の進捗状況... 回収債権: () 又は 又は 又は 又は / 整理債権: { () 又は () }

30年度末時点の債務者数	2	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高 (上記2の表のテ)	3
			733

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	滞納者との継続的接触を図り、納付状況及び経営状況の早期把握に努め、計画的納入につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> ・早期並びに継続的接触を図り、未収金の発生を防ぐよう努める。 ・本市徴収事務マニュアルに基づき、納期限より1か月を過ぎたものについては督促状を送付し、納付を促す。 ・督促状発送後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉を行う。 ・一括での支払が難しいものについては、1年以内を目処に分納を認め、徴収を行う。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約により履行中の滞納者について継続的接触を図り、計画通りの納付と早期完納に向け、引き続き交渉を行っている。 ・同時に、強制徴収手を行うため、市税滞納調査や財産照会の手続きを進めている。 ・その他の債権については、滞納者との継続的接触を図り、納付状況及び経営状況の早期把握に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期並びに継続的接触を図り、未収金の発生を防ぐよう努め、納期限より1か月を過ぎたものについては本市徴収事務マニュアルに基づき督促状を送付し、納付を促している。 ・督促状発送後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉をおこない未収金の発生に努めている。
課題	滞納者への継続的接触、計画的納入	未収金発生防止の継続
改善策	継続的接触を強化し、常に経営状況を把握することで、計画的納入に繋がるように努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・早期並びに継続的接触の強化 ・本市徴収事務マニュアルに基づく督促状送付の継続 ・督促状発送後も納付のないものについて、電話連絡、事務所への呼び出し、訪問等継続的な納付交渉の強化

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も滞納者について継続的接触を図り、計画とおりの納付と早期完納に向け、引き続き交渉を行う。 ・期限内に納入しない場合は、電話、事務所等に呼び出し等で催促する。この間、経営不振等で支払が難しい場合は1年以内を目処に分納を認める。 ・督促状送付後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期並びに継続的接触を図り、未収金の発生を防ぐよう努める。 ・本市徴収事務マニュアルに基づき、納期限より1か月を過ぎたものについては督促状を送付し、納付を促す。 ・督促状発送後も納付のないものについては、各債務者の状況を考慮し、継続的に納付交渉を行う。 ・一括での支払が難しいものについては、1年以内を目処に分納を認め、徴収を行う。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	計画整備部海務課(埠頭)	債権整理番号(3ケタ)	002	債権名	不当利得返還金(荷さばき地使用料相当)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-----	------	--------------	-------------	-----	-----	---------------------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	---	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	2,665	2,665	0	0		2,665	0	-	100.0%				0	0	-	-	-	100.0%	0
平29実績	0	-2,665	2,665	0		-2,665	2,665	0.0%	-				0	0	-	-	0.0%	-	2,665
平30当初目標			0	0		0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	2,665		2,665	0		0	2,665	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	2,665
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	2,665		2,665	2,665		2,665	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標	0		0	0		0	0	-	-	0			0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計		
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H	回収債権 - 計											
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に到っていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 - 計	合計
過年度	件数			1					1								0	1	
	残高		2,665					2,665									0	2,665	
現年度	件数							0									0	0	
	残高							0									0	0	

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
未収債権の進捗状況... 回収債権: ()又は 又は 又は 又は / 整理債権: { { }又は { } }

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高(上記2の表のテ)	2,665

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	滞納者との継続的接触を図り、納付状況及び経営状況の早期把握に努め、計画的納入につなげる。	
取組実績	確認書で定める支払計画通りの支払が滞っているものについて、早期並びに継続的接触を図ったが、計画通りの徴収を行うことはできなかった。	
課題	計画通りの支払の履行を行うよう、継続的接触を図ったものの、経営不振等により計画通りの未収金回収まで至っていない。	
改善策	滞納者との継続的接触を強化し、逐次状況を把握することで計画的納入に繋がるように努める。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	計画通りの納付と完納に向け、引き続き交渉を行う。	

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	計画整備部海務課(海務)	債権整理番号(3ケタ)	003	債権名	入港料(海務課)	債権区分	強制徴収公債権(強制公)
----	-----	------	--------------	-------------	-----	-----	----------	------	--------------

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	A	合計(過年度+現年度)	B1	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分										現年度分						合計		
	前年度からの 調定繰越額 ア	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	=前年度のテ ア	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績			0			0	0	-	-	150,815	150,077	0	150,077	738	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	738
平29実績	738	1	737			1	737	0.0%	0.1%	149,668	149,668	0	149,668	0	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	737
平30当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
平30実績	737	0	737	0	0	0	737	0.0%	0.0%	153,130	153,130	0	153,130	0	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	737
令元当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	737	0	737	737	0	737	0	100.0%	100.0%	150,000	150,000	0	150,000	0	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類		回収債権								整理債権								合計		
		-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H												
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中	差押手続中のもの又は交付要求中	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、履行が滞り、再度、納付交渉中	回収債権-計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権-計	合計
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの					債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数									0								1	1	
	残高									0					737			737	737	
現年度	件数									0								0	0	
	残高									0								0	0	

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 未収債権の進捗状況 ... 回収債権：()又は又は又は又は / 整理債権：{ { }又は又は() }又は

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数 過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高 (上記2の表のテ)	1
			737

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	債務者の財産整理完了を待ち、速やかに債権回収または不納欠損処理を検討する。	大阪港の利用者に対し、遅滞なく入港料の納付書を送付し徴収に努めている。
取組実績	債務者の財産整理状況確認(未完了)。	大阪港の利用者に対し、遅滞なく入港料の納付書を送付し徴収に努めている。 納入期限後に未納となっている入港料の納入義務者に対して納付状況の確認を行っている。
課題	債務者及び債務者の破産管財人が海外在住であることから連絡が取りにくい。	特になし。
改善策	他の債権者(阪神港の港湾運営会社)と連携し、状況把握に努める。	特になし。

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	他の債務者(阪神港の港湾運営会社)と連携し、債務者の財産整理状況を把握するとともに、財産整理完了後は速やかに債権回収または不能欠損処理を検討する。	大阪港の利用者に対して遅滞なく入港料の納付書を送付し、徴収に努める。 また、納入期限後未納となっている入港料の納入義務者に対し事務処理状況を随時確認する。

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	営業推進室・管財課	債権整理番号(3ケタ)	006	債権名	土地賃貸料(延滞金含む)	債権区分	私債権
----	-----	------	-----------	-------------	-----	-----	--------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	A	合計(過年度+現年度)	A	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達 「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	---	-----	---	-------------	---	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分									現年度分						合計			
	前年度 からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア = 前年度のテ	イ	ウ = ア-イ	エ	オ	カ = イ+エ+オ	キ = ア-カ	ク = エ÷ウ	ケ = カ÷ア	コ	サ	シ	ス = サ+シ	セ = コ-ス	ソ = サ÷コ	タ = ス÷コ	チ = (エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ = (カ+ス) ÷(ア+コ)	テ = キ+セ
平28実績	248,879	43,802	205,077	8,166	2,858	54,826	194,053	4.0%	22.0%	5,891,095	5,887,232	0	5,887,232	3,863	99.9%	99.9%	96.7%	96.8%	197,916
平29実績	197,916	-7,772	205,688	3,710	0	-4,062	201,978	1.8%	-2.1%	5,808,205	5,803,607	0	5,803,607	4,598	99.9%	99.9%	96.6%	96.6%	206,576
平30当初目標	197,448	0	197,448	3,650	0	3,650	193,798	1.8%	1.8%	5,739,928	5,736,860	0	5,736,860	3,068	99.9%	99.9%	96.7%	96.7%	196,866
平30実績	206,576	7,764	198,812	36,599	10,861	55,224	151,352	18.4%	26.7%	5,798,067	5,793,663	2,720	5,796,383	1,684	99.9%	100.0%	97.2%	97.5%	153,036
令元当初目標	196,866	0	196,866	1,908	0	1,908	194,958	1.0%	1.0%	5,739,928	5,737,717	0	5,737,717	2,211	100.0%	100.0%	96.7%	96.7%	197,169
令元努力目標	153,036	0	153,036	2,062	0	2,062	150,974	1.3%	1.3%	5,777,597	5,775,913	0	5,775,913	1,684	100.0%	100.0%	97.4%	97.4%	152,658
令2当初目標	152,658	0	152,658	900	6,565	7,465	145,193	0.6%	4.9%	5,777,597	5,775,913	0	5,775,913	1,684	100.0%	100.0%	97.4%	97.5%	146,877

3. 30年度決算における未収債権の状況 (件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	- C	- D	- E, F	- G	回収債権				整理債権								整理債権 ～ 計	合計 ～	
					- A	- B	- H												
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後各種処分に向け、財産調査中又は行方不明等所在など調査中	差押手段中のもの又は又交付要求中のもの	差押え後、換領手続中のもの	換領猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で10年以内の完納見込があるもの	換領猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、現在の分割納付額で10年以上要するもの	換領猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予しているもの	換領猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換領猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換領見込のないもの又は換領済だが、未収金が残り、回収見込のないもの	差押えを行ったが、換領見込のないもの又は換領済だが、未収金が残り、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断にされていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	
	非強公・私債権			債務名義の取得のため法的手続中のもの	債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの						債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの				法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの			
過年度	件数		12			19	74	7			112	1		141		11		153	265
	残高		348			52,597	1,445	827			55,217	85,764		3,559		6,812		96,135	151,352
現年度	件数	3				3	31				37			11				11	48
	残高	66				12	981				1,059			625				625	1,684

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例: 毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。債務者が死亡した場合、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。未収債権の進捗状況... 回収債権: () 又は 又は 又は 又は 又は 整理債権: { () 又は 又は () }

30年度末時点の債務者数	19	人
--------------	-----------	---

過年度件数計+現年度件数計=30年度年度末未収金件数	313
過年度残高計+現年度残高計=30年度年度末未収金残高(上記2の表のテ)	153,036

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約者の納入管理を適切に行い、滞納があった場合の状況把握に努める。 ・新たに債務名義をすべき案件について、関係局と協議の上、訴訟手続きを迅速に進める。 ・債務名義を取得した債権については、すみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、徴収停止等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納誓約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収入金が発生しないようにした。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行った。 ・主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑えた。
取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ・分納誓約者の納入管理を適切に行い、分納計画を適切に行い、分納計画が滞った場合は、面談等により収入状況等を確認し、計画の見直しを行っている。 ・未収のあった賃借人の名義変更にあたり、未収金の全額回収を行った。 ・訴訟において、納付交渉を進め、和解により未収金を回収した。 ・債務名義を取得した債権については、不動産競売申立により未収金を回収した。 ・回収見込みのない債権については、徴収停止、債権放棄等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各賃借人の納入期限管理を行い、滞納者に対して迅速に督促を行った。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・債務名義を取得した案件について、財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。 ・財産が見つかった債務者についても、共有者がいたり、抵当権がついているなど回収困難な財産である場合、対応が困難なケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・債務名義を取得した案件について、財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。
改善策	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。

5. 令和元年度の取組内容 (1. 「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4. 「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各使用者の納付状況(経営状況)の早期把握に努め、分納誓約により過年度未収入金から徴収しているものを除いて、新たな未収入金が発生しないようにする。 ・納入管理を適切に行い、滞納者の把握から督促等の手続きを迅速に行う。 ・主債務者からの弁済がない場合には、早期に連帯債務者への督促を行い、滞納額を最小限に抑える。

(参考) 29年度実績における徴収率の政令指定都市比較 (未収金残高1億円以上の債権のみ)

未入力の場合はその理由

他の公債権と異なり比較検討すべき他都市事例が見当たらないことから、周辺政令市等との比較については実施していない。

政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 位

過年度徴収率 大阪市 1.8% / 政令指定都市平均 / 現年度徴収率 大阪市 99.9% / 政令指定都市平均 / 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 96.6% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	営業推進室・管財課	債権整理番号(3ケタ)	007	債権名	土地賃貸料相当損害金等	債権区分	私債権
----	-----	------	-----------	-------------	-----	-----	-------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	A	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
-----	---	-----	----	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達
 「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額	年度中の 調定変更額	調定額 (過年度分)	徴収額 (過年度分)	不納欠損額 (過年度分)	未収金 解消額 (過年度分)	翌年度 調定繰越額 (過年度分)	過年度 徴収率	過年度 整理率	年間調定額 (現年度分)	徴収額 (現年度分)	不納欠損額 (現年度分)	整理額 (現年度分)	翌年度 調定繰越額 (現年度分)	現年度 徴収率	現年度 整理率	合計 徴収率	合計 整理率	年度末 未収金残高
	ア =前年度のテ	イ	ウ =ア-イ	エ	オ	カ =イ+エ+オ	キ =ア-カ	ク =エ÷ウ	ケ =カ÷ア	コ	サ	シ	ス =サ+シ	セ =コ-ス	ソ =サ÷コ	タ =ス÷コ	チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	テ =キ+セ
平28実績	114,082	-20,358	134,440	7,689	1,175	-11,494	125,576	5.7%	-10.1%	43,657	57	0	57	43,600	0.1%	0.1%	4.3%	-7.3%	169,176
平29実績	169,176	0	169,176	43,468	0	43,468	125,708	25.7%	25.7%	11,819	11,819	0	11,819	0	100.0%	100.0%	30.5%	30.5%	125,708
平30当初目標	125,834	0	125,834	2,360	0	2,360	123,474	1.9%	1.9%	11,819	11,819	0	11,819	0	100.0%	100.0%	10.3%	10.3%	123,474
平30実績	125,708	-701	126,409	3,193	0	2,492	123,216	2.5%	2.0%	67,899	3,577	0	3,577	64,322	5.3%	5.3%	3.5%	3.1%	187,538
令元当初目標	123,474	0	123,474	2,360	0	2,360	121,114	1.9%	1.9%	7	7	0	7	0	100.0%	100.0%	1.9%	1.9%	121,114
令元努力目標	187,538	0	187,538	2,498	0	2,498	185,040	1.3%	1.3%	7	7	0	7	0	100.0%	100.0%	1.3%	1.3%	185,040
令2当初目標	185,040	0	185,040	2,498	31,662	34,160	150,880	1.3%	18.5%	7	7	0	7	0	100.0%	100.0%	1.4%	18.5%	150,880

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

旧分類	回収債権								整理債権								合計			
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H													
状況	強制公	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押え後、換手続中のもの又は又は換付要求中のもの	差押え後、換手続中のもの又は又は換付要求中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、債務者の資力回復を待ったため、納付を猶予(期限延長)しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	回収債権 ～ 計	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 ～ 計	合計 ～
	非強公・私債権																			
過年度	件数						1	1		2									8	8
現年度	残高						108	61,341		61,449					61,767				61,767	123,216
現年度	件数						3			3									0	3
現年度	残高						64,322			64,322									0	64,322

〔未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方〕
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定まとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例：毎月定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なる場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 未収債権の進捗状況 ... 回収債権：()又は ()又は ()又は () / 整理債権：{()又は () }又は ()

30年度末時点の債務者数	7	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数	13
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高(上記2の表のチ)	187,538

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	・債務名義を取得した案件について、財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているため、徴収停止等を検討する。	・新たな未納債権を発生させないようにする。
取組実績	・分納誓約の履行を確認するとともに、債務者2名については徴収停止の手続きを行った。	・過去に債務名義取得済案件について、確定した賃料相当損害金の調定を行ったため、未収金は増加。一部は不動産競売等により債権回収を行った。
課題	・債務名義を取得した案件について、財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。 ・財産が見つかった債務者についても、共有者がいたり、抵当権がついているなど回収困難な財産である場合、対応が困難なケースがある。	債務名義を取得した案件について、財産調査及び債務者からの聴き取りにより、債務者が無資力に近い状態であることが分かっているが、相手方の生活状況により継続的な納付交渉が困難なケースがある。
改善策	・引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。	・引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	・引き続き相手方との接触を試み、債務整理に向けた交渉を行っていく。 ・債務名義を取得した債権については、差押え可能な財産があればすみやかに差押を実行する。 ・回収見込みのない債権については、整理に向けた検討も行う。	・新たな未納債権を発生させないようにする。

(参考) 29年度実績における徴収率の政令指定都市比較 (未収金残高1億円以上の債権のみ)

、未入力の場合はその理由

他の公債権と異なり比較検討すべき他都市事例が見当たらないことから、周辺政令市等との比較については実施していない。

政令指定都市20市中
(合計徴収率) 大阪市 位

過年度 徴収率 大阪市 25.7% / 政令指定都市平均 現年度 徴収率 大阪市 100.0% / 政令指定都市平均 合計徴収率 (過年度+現年度) 大阪市 30.5% / 政令指定都市平均

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	営業推進室販売促進課	債権整理番号(3ケタ)	009	債権名	賃料相当損害金(販売促進担当所管分)	債権区分	私債権
----	-----	------	------------	-------------	-----	-----	--------------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	-	合計(過年度+現年度)	B1	「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など
-----	----	-----	---	-------------	----	---

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額 ア =前年度のテ	年度中の 調定変更額 イ	調定額 (過年度分) ウ =ア-イ	徴収額 (過年度分) エ	不納欠損額 (過年度分) オ	未収金 解消額 (過年度分) カ =イ+エ+オ	翌年度 調定繰越額 (過年度分) キ =ア-カ	過年度 徴収率 ク =エ÷ウ	過年度 整理率 ケ =カ÷ア	年間調定額 (現年度分) コ	徴収額 (現年度分) サ	不納欠損額 (現年度分) シ	整理額 (現年度分) ス =サ+シ	翌年度 調定繰越額 (現年度分) セ =コ-ス	現年度 徴収率 ソ =サ÷コ	現年度 整理率 タ =ス÷コ	合計 徴収率 チ =(エ+サ) ÷(ウ+コ)	合計 整理率 ツ =(カ+ス) ÷(ア+コ)	年度末 未収金残高 テ =キ+セ
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ
平28実績	11,669	0	11,669	0	0	0	11,669	0.0%	0.0%	1,931,296	1,931,296	0	1,931,296	0	100.0%	100.0%	99.4%	99.4%	11,669
平29実績	11,669	0	11,669	0	0	0	11,669	0.0%	0.0%	1,915,588	1,915,588	0	1,915,588	0	100.0%	100.0%	99.4%	99.4%	11,669
平30当初目標	11,669	0	11,669	11,669	0	11,669	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	11,669	0	11,669	0	0	0	11,669	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	11,669
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	11,669	0	11,669	0	0	0	11,669	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	11,669
令2当初目標	11,669	0	11,669	0	0	0	11,669	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	0.0%	11,669

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								合計		
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H												
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を待ったため、納付を猶予しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、換価見込のないもの	債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの	整理債権 - 計	合計 -
過年度	件数			1					1									0	1
	残高			11,669					11,669									0	11,669
現年度	件数								0									0	0
	残高								0									0	0

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
 それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
 未収債権の進捗状況... 回収債権: () 又は 又は 又は 又は / 整理債権: { () 又は 又は () } 又は

30年度末時点の債務者数	1	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数	1
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高	11,669

(上記2の表のテ)

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	財産調査を実施し、第三債務者の存在が確認できれば裁判所へ差押命令申立てをすることや、確認できなければ財産開示申立てをすることなど、法的手続きによる未収債権の整理に努めていく。	-
取組実績	平成30年度において、当該法人の財産調査を実施した。各金融機関及び保険会社に対し計201件の照会を行った結果、第三債務者の存在を確認した(2件)ものの、差押え対象となる預金等の総額が僅か(約3千円)であることが判明した。	-
課題	財産調査の結果、第三債務者の存在を確認したが、差押え対象となる預金等の総額が僅かであり、今後どのような対応が必要であるか検討を要する。	-
改善策	-	-

5. 令和元年度の取組内容 (1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

	過年度	現年度
取組内容	財産調査結果を踏まえた今後の対応について、市債権回収対策室や弁護士の意見を踏まえ、法的手続きに基づいた未収債権の整理に努めていく。	-

未収債権の目標及び具体処理策

所属	港湾局	課・担当	営業推進室開発調整課	債権整理番号(3ケタ)	010	債権名	雑収益(開発調整課所管分)	債権区分	私債権
----	-----	------	------------	-------------	-----	-----	---------------	------	-----

1. 30年度の未収金残高目標の達成状況

過年度	B1	現年度	B1	合計(過年度+現年度)	B1
-----	----	-----	----	-------------	----

「A」... 目標を達成、「B1」... 取組は予定通り実施したが、目標は未達、「B2」... 取組を予定通り実施できず、目標も未達
「-」... 30年度途中に債権が新規発生したことにより目標設定していなかった場合など

2. 未収金残高の推移(実績及び目標)

(単位:千円)

	過年度分								現年度分								合計		
	前年度からの 調定繰越額 ア	年度中の 調定変更額 イ	調定額 (過年度分) ウ	徴収額 (過年度分) エ	不納欠損額 (過年度分) オ	未収金 解消額 (過年度分) カ	翌年度 調定繰越額 (過年度分) キ	過年度 徴収率 ク	過年度 整理率 ケ	年間調定額 (現年度分) コ	徴収額 (現年度分) サ	不納欠損額 (現年度分) シ	整理額 (現年度分) ス	翌年度 調定繰越額 (現年度分) セ	現年度 徴収率 ソ	現年度 整理率 タ	合計 徴収率 チ	合計 整理率 ツ	年度末 未収金残高 テ
	=前年度のテ		=ア-イ			=イ+エ+オ	=ア-カ	=エ÷ウ	=カ÷ア				=サ+シ	=コ-セ	=サ÷コ	=ス÷コ	= (エ+サ) ÷(ウ+コ)	= (カ+ス) ÷(ア+コ)	= キ+セ
平28実績	0	-94	94	0	0	-94	94	0	-	0	0	0	0	0	-	-	0.0%	-	94
平29実績	94	3	91	0	0	3	91	0	0	120	0	0	0	120	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	211
平30当初目標	94	0	94	94	0	94	0	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
平30実績	211		211	0		0	211	0.0%	0.0%				0	0	-	-	0.0%	0.0%	211
令元当初目標	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-	-	0
令元努力目標	211		211	211		211	0	100.0%	100.0%				0	0	-	-	100.0%	100.0%	0
令2当初目標			0			0	0	-	-				0	0	-	-	-	-	0

3. 30年度決算における未収債権の状況(件数、未収金残高、債務者数)

(残高の単位:千円)

旧分類	回収債権								整理債権								整理債権 - 計	合計 -
	-C	-D	-E、F	-G	-A	-B	-H	回収債権 - 計										
状況	滞納発生直後のもの(督促状未送付のもの)	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	差押手続中のもの又は交付要求中のもの	差押え後、換価手続中のもの又は換価予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、履行が滞り、再度、納付交渉中のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、回収見込みのないもの	差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残る、回収見込みのないもの	所在など調査後、なお、行方不明等又は相続人調査後、なお、相続人が未確定であるが、停止の判断に当たっていないもの	債務者の代理人から債務整理の委任通知が届いたもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	法に基づく滞納処分停止の決議を行っているもの	債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		
過年度	件数	1	1						2								0	2
	残高	120	91						211								0	211
現年度	件数								0								0	0
	残高								0								0	0

未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方
未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。(例:毎月/の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。)
1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される(債務が分割して相続される)が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
未収債権の進捗状況... 回収債権: ()又は 又は 又は 又は / 整理債権: { { }又は { } }

30年度末時点の債務者数	2	過年度件数計+現年度件数計=30年度年度未収金件数	2
		過年度残高計+現年度残高計=30年度年度未収金残高	211

(上記2の表のテ)

4. 30年度の取組内容の検証など

	過年度	現年度
取組内容	未収金の回収に向け、具体策を検討・実施する。	
取組実績	債務者への電話による催告を実施したが、相手方が応答せず。	
課題	時効により債権を消滅させないことが重要である。	
改善策	書面による催告を行い、時効中断をはかる。	

5. 令和元年度の取組内容（1.「30年度の未収金残高目標の達成状況」及び4.「30年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

	過年度	現年度
取組内容	本市「債権管理の手引き」等に基づき未収債権の整理に努めていく。	